⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 13:00　25 September 2024 (tenders brought with 13:00　25 September 2024 or submitted by mail: 13:00　25 September 2024)

⑹　Contact point for tender documentation: SASAKI Masaaki, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism; 3―3―1 Honcho, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref 980―8602 Japan. TEL 022―716―0013

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

新たな国立公文書館・憲政記念館新築（Ｒ６）建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和６年７月２日

国土交通省大臣官房官庁営繕部長
秋月聡二郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

１　工事名　新たな国立公文書館・憲政記念館新築（Ｒ６）建築その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

２　工事場所　東京都千代田区永田町１―１―２

３　工事内容　本工事は次に掲げる建築一式工事を施工する。

敷地面積　16,090㎡

建物用途　新たな国立公文書館・憲政記念館

構造・階数・建物規模　ＳＲＣ造地上３階地下４階　塔屋１階　延べ面積　42,384㎡

工事種目　建物、工作物、外構、造園、取壊し、その他、昇降機設備工事

工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

工期：令和７年４月１日から令和11年３月30日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和７年３月31日まで）

４　申請の時期

令和６年７月２日から令和６年８月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日等」という。）を除く。）なお、令和６年８月26日以降当該工事に係る開札の時まで（休日等を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、令和６年７月２日から　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―２（中央合同庁舎第２号館13階）国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03―5253―8111（内線23153）において、特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参または郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の入手先に同じ。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事。）」（令和６年７月２日付け支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年３月29日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和６年３月29日付け公示６（建設工事）の⑴①に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵②に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２または３社の組合せとする。

①　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者においては1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。また、その他の構成員においては、経営事項評価点数が1,100点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。）

⑤　大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、令和３年10月１日から令和５年９月30日に完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が60点以上であること（入札説明書参照。）。

⑥　１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。）でないこと（入札説明書参照。）。

⑦　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同企業体の代表者は、平成21年４月１日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次のⓐの要件を満たす建築工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は、平成21年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次のⓑの要件を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成21年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員として